



ひだか

農業委員会だより

第 62 号

H30. 7. 17 発行

発行：日高市農業委員会 編集：農業委員会だより編集委員会 住所：日高市大字南平沢 1020 TEL：042-989-2111



～トウモロコシ畑～

おもな内容

□ 道谷農園（旭ヶ丘地内）	表紙
□ 平成30年度の目標及び活動計画他	2ページ
□ 明日の農家「梅津智章さん」	3ページ
□ 遊休農地解消に向けた取り組み	4、5ページ
□ 市の特産「ブルーベリー」が旬をむかえています他	6ページ
□ 委員の声「眞通昭彦さん」他	7ページ
□ 農業者年金をわかりやすくまとめてみました	8ページ

平成 30 年度の目標及び活動計画

項 目	目 標 ()内は 前年度の達成値	活 動 計 画
担い手への農地の 利用集積・集約化	新規集積面積 6 h a (8.4 h a)	利用意向調査による情報を整備するとともに、農地状況を常に把握するための活動を充実させ、担い手等に集積していく。
新たに農業経営を営もう とする者の参入促進	参入者 1 経営体 (1 経営体)	関係機関と連携し、推進活動や啓発活動を行っていく。
遊休農地に関する措置	遊休農地の解消 3 h a (5.7 h a)	・農業委員及び農地利用最適化推進委員で現地調査の実施。 ・農業経営状況調査の実施。 ・広報誌による啓発活動を実施。

農業委員会で行う手続き・窓口相談



農業委員会は、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用許可案件への意見具申などを中心に農地に関する事務を執行する行政委員会として、市町村に設置されています。

現在、公募により選出された 14 名の農業委員と 6 名の農地利用最適化推進委員により構成されています。

各許可申請は、毎月 10 日が締め切り、その後、毎月 25 日の総会にて審議されます。下記を参考に各手続きや窓口相談にお越しください。

主な手続き

- ☐ 農地の売買・貸し借り
- ☐ 農地の転用（農地から雑種地、宅地）
- ☐ 農地改良（田畑転換等）
- ☐ 農業用施設の設置

窓口相談

- ☐ 経営農家へ農地のあっせん
- ☐ 農地転用許可申請に係る事前相談
- ☐ 耕作放棄地に対する適正管理指導
- ☐ その他、農地に関する相談

明日の農家



「明日の農家」では、日高市で明日を担うフレッシュな農家をご紹介します。

今回は、旭ヶ丘地区で多品目の野菜を栽培する**梅津智章**さんにお話を伺いました。

Q. 農業を始めたきっかけは？

A. 祖父母の米作りを手伝っていたことです。

私が農業を始めたきっかけは、幼い頃から祖父母の米作りを手伝っていたことでした。

また、多品目の野菜を栽培する農家さんの研修で「野菜を作る楽しさ」に気づくことができました。農家になろうと決心しました。

Q. 現在の活動内容は？

A. 多品目の野菜を栽培しています。

枝豆、トウモロコシ、ニンジンなど多品目の野菜を市内の直売所に出荷しています。

現在は、合計8種類の野菜を育てており、その内の5種類を出荷しています。

まだまだ思うように野菜を作ることができていませんが、農家の先輩方に野菜作りを教わりながら頑張っています。

Q. 抱負をお願いします。

A. 消費者に選んでもらえる野菜を作りたいです。

今はまだ野菜を作っていますが、反省ばかりで日々勉強中ですが、ゆくゆくは、消費者のみなさんに選んでもらえる野菜をたくさん作りたいです。

僕が栽培した多品目の野菜で皆さんの食卓を彩ることができたら、とてもうれしいです。

作業風景



畑の様子

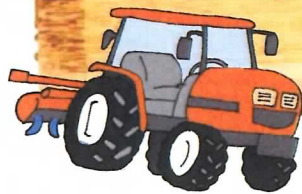


栽培された野菜



遊休農地解消に

向けた取り組み



「農地を相続したが、自分で耕作できず管理も大変…」
このようなことでお困りの方はいませんか。
農業委員会では、遊休農地の発生防止・解消に向けた取り組みとして、貸したい・売りたいなどの意向について、登録を行っています。
また、8月に実施している「**農地流動化に関するアンケート調査**」にて、貸したい・売りたいなどの意向を把握した農地についても登録しています。
登録した農地については、経営規模拡大を希望する農家や新規就農者へとあっせんさせていただきます。
なお、貸したい・売りたいなどの情報は、常時、受け付けていますので、登録されたい方は、農業委員会までご連絡ください。

貸したい・売りたい農地の

情報を登録しています

農業委員会

○農地流動化に関するアンケート調査



○聞き取り調査



農地あっせんのなぐれ



農家



参考：平成29年度中に担い手が
借りた農地面積

8.4 ha

あっせん
(貸し借り・売買)

農地中間管理事業について

農地の貸し借りには、貸主と借主で直接行う方法と、農地中間管理機構がまとめて農地を借り受け、借主に貸し付ける方法があります。

農地中間管理機構を利用すると、どんな違いがあるか見ていきましょう。

? 農地中間管理機構ってなに

農地中間管理機構とは、「信頼できる農地の中間的受け皿となる組織」であり、埼玉県農林公社が埼玉県から指定を受けて事業を行っています。

埼玉県農林公社は、埼玉県、市町村、農業団体を会員としています。

? どんなメリットがあるの

① 農地中間管理機構から農地を借りた場合、賃料の支払いに必要な手続きや契約の更新は機構が行うので、これらの手間が省けます。

また、契約期間終了後、農地は土地所有者のもとへ戻ります。

② 経営規模の拡大を希望する農家は、これまでよりも農地を集積しやすくなります。

農地中間管理事業の仕組み

出し手
(土地所有者)



農地中間管理機構

(埼玉県農林公社)

受け手
(農家)



ブルーベリーは日高の特産品のひとつであり、毎年、7月から8月にかけて旬をむかえます。

市内には、各直売所にて販売されているほか、摘み取り農園が9ヶ所あります。

いちばん美味しい旬を摘みに出かけてみませんか。

市の特産「ブルーベリー」が

旬をむかえました



農園名	場所	連絡先	営業日
巾着田ブルーベリー園	高麗本郷 125-2	042-982-2465	土日
ブルーベリー比留間	梅原地内	042-989-3687	期間中無休
岡野農園	栗坪 637	042-989-4503	期間中無休
町田ファーム	新堀 457	042-989-1427	平日、休日、要相談
林ブルーベリー園	新堀 129	090-5760-0898	期間中無休
ベリーズファーム	駒寺野新田 133-1	090-8035-4966	金、土、日、祝日
ぶどうの樹	女影 612-5	042-985-7105	火～日
秋葉果樹園	田木地内	042-989-3337	不定休
くだもの畑武蔵	馬引沢地内	042-989-7411	不定休

※農園により、電話予約が必要な場合がありますので、詳細については、直接お問い合わせください。

生産段階における生食野菜の衛生管理の徹底について（お願い）

先ごろ、千葉県産サンチュが関連している疑いがある腸管出血性大腸菌 0157 の食中毒が発生しました。消費者に安全な野菜を届けるためには、葉物野菜だけでなく、生食する野菜の衛生管理の徹底が必要です。

つきましては、栽培に使用する水の安全性の確認、農機具・収穫容器の衛生管理、収穫物の適切な温度管理などについて、改めて点検をしていただくようお願いします。

なお、点検の際には、下記の農林水産省ホームページの「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」をご活用ください。

□サイト URL

http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/

問い合わせ先 日高市産業振興課農政担当 042-989-2111（代）



～委員の声～

農地利用最適化推進委員：眞通昭彦さん

私は仕事を定年退職した後に農業を始めました。現在はブルーベリーを栽培しており日々、農業の楽しさを実感しています。

農地利用最適化推進委員には、**日高の農業を少しでも盛り上げられれば**と思い、応募しました。

推進委員となり、市内の農地を見回ると遊休農地がとても多いことに気が付きました。私は、遊休農地を解消することや発生を防止するには、土地の有効活用が必要であるという思いから、**日々、農業者に農地を利用集積する活動に取り組んでいます。**

これからも遊休農地解消に向けた活動を行うとともに、農業者の経営規模拡大に対する支援をしていけるよう、情熱をもって活動に取り組みたいと思っています。

残り約1年半の任期となりましたが、日高市の農業振興に少しでも貢献できるよう精一杯頑張りますので、よろしくお願いいたします。

第3回ひだか栗フェスティバル開催!!

今年も「ひだか栗フェスティバル」が開催されます！

第3回となる「ひだか栗フェスティバル」では、生栗の販売を始め、様々な栗を使ったミニゲームが行われます。

市内の和・洋菓子屋の**栗を使った商品**も販売されますので、ぜひご来場ください。



日 時

平成30年9月23日（日）

午前9時から午後4時30分



会 場

巾着田曼珠沙華まつり会場内





農業者年金をわかりやすく

まとめてみました!!

どうする 老後

農業者年金? . . .

「聞いたことはあるけど、よくわからない」

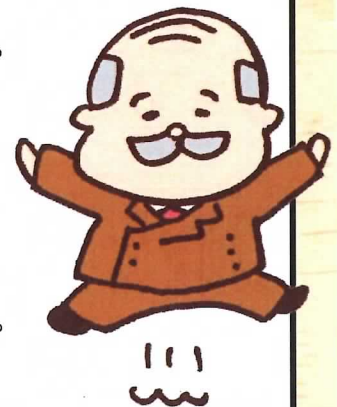
そんな方が多いのではないのでしょうか。

今回はそんな方のために農業者年金について、まとめてみました。

■加入するには?

1. 国民年金第1号被保険者
2. 60歳未満
3. 年間60日以上農業に従事する方

上記の要件を満たす方ならどなたでも加入することができます。



■どんなメリットがあるの?

1. 農業の担い手には保険料の国庫補助があります。(最大2分の1)
2. 保険料は月額2万円から6万7千円の間で自由に決められます。(千円単位)
3. 支払った保険料の全額が社会保険料控除の対象となります。
4. 終身年金であり、加入者が80歳前に亡くなった場合でも80歳までの金額が遺族に支給されます。

※独立行政法人農業者年金のホームページで**年金支給額をシミュレーション**することができます。

農業者年金

検索



眞通 紫藤 師岡 福井 江連 道谷 佐藤
昭彦 清司 一夫 一洋 喜美 淳史 茂男

【編集委員】

最新の農業ニュースが満載!

全国農業新聞を購読してみませんか?

○毎週金曜日、月4回発行700円/月

